

Kiralia-TRAINING

飲食店向け開業衛生サポートパック・楽しく学ぶ衛生学習プラン

利用約款

キラリアハイジーン株式会社（以下「当社」という。）は、当社が提供するサービスである

「Kiralia-TRAINING 飲食店向け開業衛生サポートパック・楽しく学ぶ衛生学習プラン」（第2条第1号の定義に従い、以下「本サービス」という。）の利用約款（以下「本約款」という。）を次の通り定めるものとする。

第1条〔約款の適用〕

本約款は、本サービスの全部又は一部の利用に際し、基本的な事項を定めている。本約款は、本サービスの全部又は一部を利用する全ての事業者（以下、「事業者」という。）に適用され、当社と事業者との間の本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）の内容となるものとする。

第2条〔用語の定義〕

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 本サービス：当社が事業者に対して行う、食品衛生に関するトレーニングの実施に関する本条第2号又は3号のサービスをいう。
- ② 開業衛生サポートパック：事業者店舗における開業に向けた衛生準備のための、チェックシート、ガイド、記録帳表、教育動画等を提供するプログラムをいう。開業衛生サポートパックの詳細は、以下の当社WEBサイトによる。
<https://pro.kao.com/jp/kiralia/food-safety/training/opening-restaurant/>
- ③ 楽しく学ぶ衛生学習プラン：事業者店舗の従業員に対して専用のチェックシートを用いて現状の課題を明確にし、課題に沿った衛生教育をeラーニングシステムを通じて提供した後に、再度専用のチェックシートを用いて教育の成果を確認するプログラムをいう。楽しく学ぶ衛生学習プランの詳細は、以下の当社WEBサイトによる。

<https://pro.kao.com/jp/kiralia/food-safety/training/hygiene-learning/>

第3条〔本サービスの利用申込み及び契約の成立〕

1. 事業者は、本サービスの全部又は一部の利用にかかる申込みを行う場合には、本約款の内容を理解し承諾の上、以下の申込み専用サイトより、当社に対し、本サービスの利用の申込みを行うものとする。

開業衛生サポートパック	https://pro-info.kao.com/kiralia/food-safety_apply_training_opening-restaurant/index.html
楽しく学ぶ衛生学習プラン	https://pro-info.kao.com/kiralia/food-safety_apply_training_hygiene-learning/index.html

2. 本条前項の事業者の本サービスの利用の申込みに対し、当社が本サービスの利用の対価（以下「サービス料」という。）に係る請求書（以下「本請求書」という。）を事業者に送付した時をもって、本契約が成立するものとする。なお、次の場合には、当社が事業者の本サービス

第1版

の利用申込みをお断りすることがあることを、事業者はあらかじめ同意する。

- ① 申込み内容に虚偽の事項が含まれている場合
 - ② その他お申込みをお断りする事が妥当であると当社が判断する場合
3. 本契約の成立後、当社は次の本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日までの期間（以下「本サービスの利用期間」という）、本サービスを事業者提供提供する。

① 開業衛生サポートパック

サービス料の入金日	本サービス 提供開始日	本サービス 提供終了日
毎月11日から同月 20日まで	入金日の属する 月の翌月1日	本サービス提供開始日の翌々月の末日
毎月21日から同月 末日まで	入金日の属する 月の翌月10日	本サービス提供開始日の翌々月の末日
毎月1日から同月1 0日まで	入金日の属する 月の20日	本サービス提供開始日の翌々月の末日

② 楽しく学ぶ衛生学習プラン

サービス料の入金日	本サービス 提供開始日	本サービス 提供終了日
毎月6日から同月2 0日まで	入金日の属する 月の翌月1日	すべての成果物の納品が完了する日
毎月21日から翌月 5日まで	入金日以降には じめて到来する 16日	すべての成果物の納品が完了する日

4. 事業者は、本条第1項の申込みに際し当社に申し出た事業者に関する情報（以下、「事業者情報」という。）に変更が生じた場合（担当者の変更や連絡先の変更も含むが、これらに限られない。）、速やかに当社に報告するものとする。

第4条〔成果物の納品〕

1. 当社は、事業者に対し、本契約に基づき当社が当該事業者提供提供する本サービスに関し、次の各号に定める成果物（以下、総称して「本件成果物」という。）を次の期日（以下「納期」という。）までに納入するものとする。

	成果物の内容	納期
開業衛生サポート パック	①開業前準備チェックシート ②開業前準備ガイド ③記録帳票 ④教育動画 ⑤洗浄マニュアルセット ⑤啓発ポスターセット	本サービス提供開始日。なお、当社が、事業者に対し、成果物を保管したフォルダの URL を電子メールで送信することをもって、本成果物の納品完了とする。
楽しく学ぶ衛生学 習プラン	①事前チェックシートの結果 分析レポート ②事後チェックシートの結果 分析レポート	①事前チェックシートの結果分析レポートは、当社が別途通知する事前チェックシートの回答締切日から 20 日後まで。 ②事後チェックシートの結果分析レポートは、当社が別途通知する事後チェ

第1版

		ックシート（以下、事前チェックシートと事後チェックシートを併せて「本チェックシート」という。）の回答締切日から 20 日後まで。
--	--	--

2. 本条前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、事業者へ通知することにより、納期を変更することができる。
 - ① 本サービスの内容に変更があり、当該変更が納期に影響を及ぼすとき
 - ② その他、当社の責に帰さざる事由により納期までに本件成果物を納入することが困難になったとき
3. 本条前項各号のいずれかに該当する場合、当社は本件成果物の納入に係る遅滞の責任を負わないものとする。

第5条〔対価及び支払い方法〕

1. 事業者は、サービス料として、次の金額を当社に支払うものとする。
 - ① 開業衛生サポートパック 5,000円（消費税抜き）
 - ② 楽しく学ぶ衛生学習プラン 10,000円（消費税抜き）
2. 事業者は、サービス料を、当社が別途指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込手数料は事業者が負担するものとする。なお、当社が本請求書を作成した日から1か月を経過するまでに事業者がサービス料を支払わないときは、事業者が行った申込みは無効とし、当該申込みにかかる本契約は効力を失う。
3. 事業者は、本サービスを利用期間の途中で本契約が終了した場合や、本サービスの全部又は一部を中断又は停止した場合、その原因が事業者及び当社のいずれの責めにも帰すべからざるとき又は当社の責めに帰すべき事由によるときを除き、当社は事業者に対し、当該本サービスの利用の対価の返還義務を負わないものとする。

第6条〔本件成果物の取り扱い〕

1. 事業者は、当社から提供される本件成果物に関し、複製、譲渡、貸与、公衆送信、伝達、改変、翻訳、翻案、社外持ち出し、転貸、再使用権設定、事業者施設の衛生環境を改善する目的以外の目的での使用、その他当社の別途指定する事項（以下、総称して「禁止事項」という。）は行わない。
2. 事業者は、当社から提供される本件成果物をその従業員に使用させるにあたり、当該従業員に本条前項の内容を遵守させるものとし、当該従業員が禁止事項を行った場合、その全ての責任を負う。

第7条〔楽しく学ぶ衛生学習プランに関する特約〕

1. 事業者は、当社が別途定める期日までに、従業員をして、本チェックシートに回答させた上、当該回答を当社に提出する。
2. 本チェックシートの回答に際して必要となる通信機器、インターネット環境、電気通信回線等は、事業者が自らの負担と責任で用意する。

第8条〔再委託〕

当社は、事業者の承諾を得ることなく、当社の責任において、本サービスの提供の全部又は

第1版

一部を第三者に再委託することができる。

第9条〔権利帰属〕

1. 本サービスの提供の過程で得られた発明、考案、意匠、著作その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて当社又は当社の関係会社に帰属する。
2. 事業者は、事業者が管理運営する他の施設において、事業者が社内研修に使用する目的の範囲内に限り、本件成果物を利用することができる。
3. 事業者は、本件成果物を第三者に開示してはならないものとし、また従業員をして開示させてはならないものとする。

第10条〔秘密の保持〕

1. 事業者は、本契約により知り得た当社の業務上、技術上その他の情報及び資料、本件成果物等（以下、総称して「秘密情報」という。）を秘密として保持し、当社の事前の書面による承諾を得ることなしに第三者に開示、提供、漏洩又は複製してはならず、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを証明できるものは、秘密情報として取り扱うことを要しないものとする。
 - ① 当社から開示又は提供を受けた時点で既に公知又は公用であった情報
 - ② 当社から開示又は提供を受けた時点で既に保有していた情報
 - ③ 当社から開示又は提供を受けた後、事業者の責めによらず公知又は公用となった情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ⑤ 当社の秘密情報を利用することなく、事業者が独自に開発した情報
2. 事業者は、秘密情報（当社の承諾を得て作成した複製物を含む。以下本項において同様とする。）が不要となった場合、本契約が終了した場合、並びに当社が要求した場合には、直ちに秘密情報を当社に返却する。但し、当社の別途の指示がある場合には、直ちに秘密情報を破棄もしくは消去するものとする。

第11条〔本契約の解除〕

1. 当社は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 本契約に違反したとき。
 - ② 手形・小切手の不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能となったとき。
 - ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ④ 監督官庁より営業の許可取消し又は停止等の処分を受けたとき。
 - ⑤ 第三者より仮差押え、仮処分若しくは強制執行の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき。
 - ⑦ 解散し又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転の当事会社となったとき。
 - ⑧ 本条本項各号の他、本サービスの提供の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
2. 事業者が本条前項各号の一つにでも該当する場合、事業者は、本契約に基づき当社に対して

第1版

負う一切の債務について、当社からの何らの通知も要することなく当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちに残債務の一切を弁済するものとする。

第12条〔損害賠償〕

当社は、本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により事業者に損害を与えた場合、事業者に対して現実に生じた直接かつ通常の損害を、当該損害が発生したときまでに当社が受領した、当該損害の直接の原因になった本サービスの対価の金額を限度として賠償するものとする。

第13条〔不可抗力による免責〕

本契約の不履行又は履行遅延が生じた場合、かかる不履行又は遅延が当社の合理的な管理が及ばない要因により生じた場合においては、当社は責任を負わないものとする。かかる要因には、天災、感染症の流行、戦争、内乱、反乱、革命、テロ、サイバー攻撃、大規模火災、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃その他のあらゆる不可抗力の事態を含むが、これに限定されるものではない。

第14条〔衛生管理〕

1. 事業者及び当社は、当社による本サービスの実施が、事業者において衛生管理体制不備等による事故（以下、総称して「事故等」という。）が発生しないことを保証するものではないことを確認する。事業者は、事業施設その他自己の運営する店舗等の衛生管理や自己の従業員に対する衛生管理に関する教育その他自己の事業運営に必要となる衛生管理対策を自己の責任において実施する。事業者において事故等が発生した場合も、事業者は自己の責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わない。
2. 事業者は、当社による本サービスを受け、自らの責任において自己の店舗の衛生管理状況等の現状を把握したうえ、自己の店舗に対し衛生管理状況のよりよい改善のための啓発活動を積極的に行うよう努める。

第15条〔反社会的勢力の排除〕

1. 事業者は、自己、自己の役員、自己の関係会社（その役員を含む）又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜グロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
 - ② 反社会的勢力を利用してしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ④ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑤ 自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること

第1版

2. 当社は、本条前項の確約に反して、事業者、事業者の役員、事業者の関係会社（その役員を含む。）又は事業者の代理若しくは媒介する者が反社会的勢力又は本条前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 本条の規定により、本契約を解除された事業者は、当該解除により生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行うことができない。

第16条〔贈収賄の禁止〕

1. 事業者は、本契約の締結又は履行に関し、いかなる者に対しても賄賂（賄賂とは、不適切な恩恵を得る目的で、又は不適切な恩恵の効果を与えるものとして直接又は間接に供与される一切の利益をいう。）を供与せず、又は賄賂の申込み若しくは供与の約束をしないものとし、さらに、賄賂を収受せず、又は賄賂の要求若しくは収受の約束をしないものとする。
2. 本契約の他の規定にかかわらず、当社は、事業者が本条前項に違反した場合、事業者に対して何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。この場合、本契約を解除された事業者は、当該解除により生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行うことができない。

第17条〔約款の変更〕

1. 当社は、法令等の改正、経済的状況の変化、本サービス内容の変更その他当社が必要と認めた場合に本約款を変更することができる。本約款を変更するにあたって、当社は、事業者への通知により、本約款を変更する旨及び本約款の変更後の内容を周知するものとし、別途記載のない限り上記記載の変更後の本約款の施行日をもって同約款の効力が発生するものとする。
2. 事業者が第3条第4項に定める事業者情報の変更に関する報告を怠った場合、前項に定める当社による通知が事業者に到達したか否かにかかわらず、本約款の変更は、変更後の本約款の施行日をもって同約款の効力が発生するものとする。

第18条〔管轄裁判所〕

本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条〔残存条項〕

本契約終了後も、第6条（本件成果物の取り扱い）、第9条（権利帰属）、第12条（損害賠償）、第14条（衛生管理）、第18条（管轄裁判所）及び本条の規定は、引き続きその効力を有するものとする。但し、第10条（秘密の保持）については終了日から3年間に限るものとする。

第20条〔協議解決〕

本契約の内容に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、事業者及び当社は誠意をもって協議し解決する。

第 1 版

(附則)

2 0 2 5 年 6 月 3 0 日 第 1 版 制定・施行